

訪問購入の被害に遭っていませんか？

特に高齢者に注してもらいたいトラブルです。

(1)「不用品を買い取り、貧しい国に寄付する」と電話があり、訪問を了承した業者に衣類やネックレスと買い取ってもらった。その後「貴金属を見せてほしい」といわれ、大切なダイヤの指輪を見せたが売らなかった。業者が帰った後、その指輪がないことに気づいた。業者に盗まれたと思う。

(2) 折込広告の業者に家具を見てもらうと、「時計や貴金属はないか」と言われた。指輪やブランド物のバッグがあったので、業者が記入した契約書に署名し、2万円を受け取った。家族に品物を取り返した方がいいと言われ、クーリングオフをして品物を返してもらったが指輪が二つ足りなかった。業者に連絡しても「返品した」と言うだけで話が進まない。

<アドバイス>

1、購入業者の飛び込み勧誘は、法律で禁止されています!!!

(禁止行為をする業者は家に入れないようにしましょう)

2、話を聞くときは玄関のドアを開けずに対応しましょう!!!

(目的を隠して別の話をして、家に上がろうとする事業者もいます)

3、電話をしてきた事業者の勧誘目的を聞きましょう!!!

(事業者は勧誘する前に事業者の名前、買取の勧誘をする目的があること、対象の品物の種類を伝えなければいけません)

4、契約書面は必ず交付してもらいましょう!!!

(契約書面は契約内容だけでなく、解約や返品を求める時に重要です)

5、契約書面の買取品について、事業者と一つ一つ内容を確認しましょう!!!

(品物の種類、特徴、数量、購入価格、事業者の名称、住所、連絡先が正確に記載されているか確認することが大切です)

6、契約書面を交付しない事業者とは契約しないようにしましょう!!!



1つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター（相談窓口）もしくは消費者ホットライン188へ電話!!!